

市民参画及び協働によるまちづくり条例 改正案

資料 1

【地域自治協議会 定義】

前回(第2回)事務局 改正案	事務局 修正案
<p>第2条 (8)地域自治協議会 共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の<u>住民</u>、市民公益活動団体、事業者、学校及びその他の多様な主体が構成員となり、地域一体となって民主的に地域づくりを行う組織をいう。</p> <hr/> <p>『参考 自治連合会 中間報告書』 (8)地域自治協議会 共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校及びその他の<u>団体を構成員とし</u>、地域一体となって民主的に地域づくりを行う組織をいう。</p>	<p>第2条 (8)地域自治協議会 共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の<u>市民</u>、市民公益活動団体、事業者、学校及びその他の多様な主体が構成員となり、地域一体となって民主的に地域づくりを行う組織をいう。</p>